

福岡市公報

令和元年11月28日 第6630号(別冊3)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 次— ページ
水 道 局

○福岡市水道局企業職員就業規程の一部改正（規程第7号）…………… 1

○給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者の指
定（公告第38号）…………… 1

○指定給水装置工事事業者の給水装置工事の事業の廃止（公告第39
号）…………… 2

消 防 局

○違反建築物に係る是正措置命令（公告第2号）…………… 2

水 道 局

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。
令和元年11月28日

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

福岡市水道事業管理規程第7号

福岡市水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

福岡市水道局企業職員就業規程（昭和53年福岡市水道事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

福岡市水道局公告第38号

水道法第16条の2第1項の規定に基づき、給水装置工事を適正に施行することができる者と認められる者を次のように指定したので、福岡市水道給水条例施行規程第10条第1項第1号の規定により公告する。

令和元年11月28日

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

指定 番号	氏名又は 名 称	代表者等	住 所	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指 定 年月日
2001	株式会社 水 道救急	篠原 彰馬	福岡市東区筥 松四丁目5番 5号	株式会社 水道救急福 岡営業所	福岡市東区筥 松四丁目5番 5号	令和元年 11月1日
2002	株式会社 ケ イテック	桐島 ひとみ	糟屋郡新宮町 大字新宮32番 地	株式会社 ケイテック	糟屋郡新宮町 大字新宮32番 地	令和元年 11月1日

福岡市水道局公告第39号

指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、福岡市水道給水条例施行規程第10条第1項第2号の規定により次のように公告する。

令和元年11月28日

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

指定 番号	氏名又は 名 称	代表者等	住 所	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃 止 年月日
1037	香椎設備工業 有限公司	大石 喜代次	福岡市東区香 椎駅東四丁目 41番4号	香椎設備工 業有限公司	福岡市東区香 椎駅東四丁目 41番4号	令和元年 9月1日
1550	大日機設工業 株式会社	永田 修一	福岡市早良区 梅林七丁目34 番8号	大日機設工 業株式会社	福岡市早良区 梅林七丁目34 番8号	令和元年 9月30日
1746	ケイテック	桐島 ひとみ	糟屋郡新宮町 新宮32番地	ケイテック	糟屋郡新宮町 新宮32番地	令和元年 10月31日

消 防 局

福岡市消防局公告第2号

消防法第17条の4第1項の規定に基づき次のように命令したので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告する。

令和元年11月28日

福岡市消防局長 山下 周成

- 1 命令に係る対象物の所在地
福岡市東区香椎駅前二丁目9番8号
- 2 命令に係る対象物の名称
豊島ビル
- 3 命令を受けた者
豊島 禮治
- 4 命令事項
 - (1) 令和2年2月13日までに、消防法令で定める技術上の基準に従い、2階に非常警報設備を設置すること。
 - (2) 令和2年2月13日までに、消防法令で定める技術上の基準に従い、2階に避難器具を設置すること。
 - (3) 令和2年2月13日までに、消防法令で定める技術上の基準に従い、2階出入口部分に避難口誘導灯を設置すること。
- 5 命令を行った日
令和元年11月5日
- 6 命令を行った者
福岡市消防局長 山下 周成

